

## 認定手続開始通知書(輸出者用)

(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号(同法第 75 条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 3 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

## 記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号(同法第 75 条において準用する場合を含む。)に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。)[注：裏面参照]

2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記 8 に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日(延長があった場合は 20 執務日)以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書(差出人用)

(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 3 第 1 項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

## 記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS	
3. 名宛人(氏名) (住所)		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名又は 名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。)[注：裏面参照]

2. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日(延長があった場合は 20 執務日)以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
  - (2) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」(税関様式C第5619号)を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
  - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
  - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書（権利者用）

（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日  
開始通知 第 号  
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕向人(名宛人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。なお、提出された証拠又は陳述された意見は、輸出者等に開示することがあります。
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
- [連絡先]： (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

認定通知書（輸出者用）  
(保護対象営業秘密関係)平成 年 月 日  
認定通知第 号  
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したの  
で、関税法第 69 条の 3 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知し  
ます。

## 記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）  
に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、  
下記 (2) ①から⑤の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤の  
いずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項（同法第 75 条において準用す  
る場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、<br/>廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができ<br/>ます。</li><li>② 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関<br/>へ提出した場合には、輸出することができます。</li><li>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税<br/>関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取り<br/>に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</li><li>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は<br/>不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望<br/>する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</li><li>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</li></ol> |
|---|

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

認定通知書（差出人用）  
(保護対象営業秘密関係)平成 年 月 日  
認定通知 第 号  
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

## 記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
  - (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記 (2) ①から④の処理を行うことができます。
  - (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</li><li>② 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</li><li>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</li><li>④ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。</li></ol> |
|--|

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

認定通知書（権利者用）  
（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日  
認定通知 第 号  
（認定通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、  
関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名))



税関様式 C 第 5631 号

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書  
（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨の申出及び修正内容が記載された書面の提出がありましたので、当該修正内容について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（規格 A4）

税関様式 C 第 5643 号 - 1

輸 出 ( 積 戻 し ) 差 止 申 立 書  
( 保 護 対 象 営 業 秘 密 関 係 )

整理 No
—

平成 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人 【公表】

住所

氏名 ( 名称及び代表者の氏名)

印

( 署名 )

( 連絡先 )

担当者

電話 ( F A X ) 番号

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項 ( 同法第 7 5 条において準用する場合を含む。 ) の規定により、下記のとおり、輸出 ( 積戻し ) 差止申立てをします。

## 記

## 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

## 2. 輸出 ( 積戻し ) 差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項 【公表】
	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者 【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者 ( 申立人を除く ) 【開示】	住所 氏名 ( 名称及び代表者の氏名 ) ( 電話番号 )
	( 許諾の範囲 )

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項 【不開示】

仕向人  
仕向国  
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、その事実を記載した書面（任意の様式）を遅滞なく申立先税関に提出して下さい。

(規格 A4)

輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

（連絡先）

担当者

電話番号(FAX)番号

関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	平成 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者【不開示】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記入する項目毎に開示の可否を記入する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記入してください（記載事項が多い場合は別紙）。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

税関様式C第 5663 号

輸出（積戻し）差止申立更新申請書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No	
更一	一
平成	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】	
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

税関様式 C 第 5716 号

特許庁長官意見照会書

平成 年 月 日  
照会番号第 号

特許庁長官 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 7 (同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) 第 1 項の規定に基づき特許権者等又は輸出者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 7 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)



税関様式 C 第 5728 号

特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書  
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 7 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 10(同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ)第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸出者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

## 記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日

## 2. 申立特許権者等への通知日

平成 年 月 日

(規格 A4)

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求  
次に掲げる日のいずれか遅い日後 (認定手続中に限る。)、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合  
には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する  
日

表面 2 の「申立特許権者等への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日 (行政機関の休日 (土日、祝日、年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)) の日数を算入しない。)

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日 (行政機関の休日の日数を算入しない。)

なお、上記 2 (2) の (ロ) の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

税関様式 C 第 5738 号

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書

(保護対象商品等表示等関係)

平 成 年 月 日  
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 8 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

記

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5740 号

経済産業大臣意見照会実施通知書  
(保護対象商品等表示等関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 8 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

税関様式 C 第 5742 号

経済産業大臣意見照会回答通知書  
(保護対象商品等表示等関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 8 第 4 項 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方 (連絡先下記) に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5744 号

経済産業大臣意見照会回答不要通知書  
(保護対象商品等表示等関係)

平成 年 月 日  
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 8 第 5 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5746 号

経済産業大臣意見照会請求書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者  
住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印  
(署名)  
(連絡先)  
担当者  
電話 (FAX) 番号

関税法第 69 条の 7 第 1 項 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知書番号第 号) に係る貨物について、下記のとおり経済産業大臣の意見を聴くよう求めます。

## 記

1. 通知日 平成 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5747 号

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書  
(保護対象営業秘密関係)

平 成      年      月      日  
照 会 番 号 第      号

経 済 産 業 大 臣      殿

(税関官署の長)      印

平成      年      月      日付認定手続開始通知書(開始通知番号第      号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 7 (同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) 第 1 項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸出者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 7 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(添付資料)

[連絡先]      : (税関官署名)  
                  (住所)  
                  (電話番号)  
                  (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)



税関様式 C 第 5748 号

経済産業大臣意見照会請求通知  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税法第 69 条の 7 第 2 項・第 9 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定により経済産業大臣の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第 62 条の 11 第 3 項(同令 65 条において準用する場合を含む。)の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

(規格 A4)

税関様式 C 第 5749 号

経済産業大臣意見照会実施通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 7 (同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) 第 2 項・第 9 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 5 項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

税関様式 C 第 5750 号

経済産業大臣意見照会不実施通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった経済産業大臣への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第 69 条の 7 第 3 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

記

理由：

税関様式 C 第 5751 号

経済産業大臣意見照会回答通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知により通知した照会結果について、経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 7 (同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) 第 6 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方 (連絡先下記) に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5752 号

経済産業大臣意見照会回答不要通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
回答不要通知番号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 7 第 8 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

税関様式 C 第 5753 号

経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書  
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用)  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、経済産業大臣意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 7 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 10(同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ)第 2 項の規定により、当該開始通知書による輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下「申立不正競争差止請求権者」という。)への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、当該期間内に経済産業大臣意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

## 記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日

## 2. 申立不正競争差止請求権者への通知日

平成 年 月 日

(規格 A4)

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求  
次に掲げる日のいずれか遅い日後 (認定手続中に限る。)、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日	申立不正競争差止請求権者が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して 10 日を経過する日 (行政機関の休日 (土日、祝日、年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)) の日数を算入しない。)
二十日経過日	税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日 (行政機関の休日の日数を算入しない。)

なお、上記 2 (2) の (ロ) の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

## 認定手続開始通知書 (輸入者用)

(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続 (以下「認定手続」という。) を執ることを通知します。

## 記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有		無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]

2. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記 8 に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日 (延長があった場合は 20 執務日) 以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]: (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
  - (3) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書(名宛人用)

(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

## 記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS	
3. 差出人(氏名) (住所)		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品名	数量
6. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]

2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]: (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (2) 上記(1)の他不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
  - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書（権利者用）

（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日  
開始通知 第 号  
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。なお、提出された証拠又は陳述された意見は、輸入者等に開示することがあります。
2. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記 8 に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 7 項の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕：（税関官署名）  
（住所）  
（電話番号）  
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

認定通知書（輸入者用）  
（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日  
認定通知 第 号  
（認定通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
  - (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記 (2) ①から④の処理を行うことができます。
  - (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</li><li>② 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</li><li>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</li><li>④ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</li></ol> |
|--|

[連絡先]： (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

認定通知書（名宛人用）  
（保護対象営業秘密関係）平成 年 月 日  
認定通知 第 号  
（認定通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知します。

## 記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
  - (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記 (2) ①から③の処理を行うことができます。
  - (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</li><li>② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</li><li>③ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。</li></ol> |
|---|

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5826 号 - 1

認定通知書（権利者用）  
（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日  
認定通知 第 号  
（認定通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、  
関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

税関様式 C 第 5831 号

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書  
（保護対象営業秘密関係）

平成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨の申出及び修正内容が記載された書面の提出がありましたので、当該修正内容について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（規格 A4）



税関様式C第 5843 号 - 1

輸 入 差 止 申 立 書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話 (FAX) 番号

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

## 2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項 【公表】
	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者 【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者 (申立人を除く) 【開示】	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項 【不開示】

輸出者  
仕出国  
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】  
争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

(規格 A4)

## 輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理 No	
追一	—
平成	年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

（連絡先）

担当者

電話番号(FAX)番号

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

## 記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理 No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	平成 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者【不開示】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記入する項目毎に開示の可否を記入する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

- 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記入してください（記載事項が多い場合は別紙）。
- 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
  - 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
  - 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

税関様式C第 5863 号

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No	
更—	—
平成	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】	
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

税関様式 C 第 5916 号

## 特許庁長官意見照会書

平成 年 月 日  
照会番号第 号

特許庁長官 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 17 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5928 号

特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書  
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 20 第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

## 記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日

## 2. 申立特許権者等への通知日

平成 年 月 日

(規格 A4)



表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求  
次に掲げる日のいずれか遅い日後 (認定手続中に限る。)、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 17 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立特許権者等への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日	申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して 10 日を経過する日 (行政機関の休日 (土日、祝日、年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)) の日数を算入しない。)
二十日経過日	税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日 (行政機関の休日の日数を算入しない。)

なお、上記 2 (2) の (ロ) の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

税関様式 C 第 5938 号

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書

(保護対象商品等表示等関係)

平 成 年 月 日  
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知番号第 号) に係る貨物について、関税法第 69 条の 18 第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

記

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5940 号

経済産業大臣意見照会実施通知書  
(保護対象商品等表示等関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 18 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

税関様式 C 第 5942 号

経済産業大臣意見照会回答通知書  
(保護対象商品等表示等関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 18 第 4 項の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5944 号

経済産業大臣意見照会回答不要通知書  
(保護対象商品等表示等関係)

平成 年 月 日  
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 18 第 5 項の規定に基づき通知します。

税関様式 C 第 5946 号

経済産業大臣意見照会請求書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者  
住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印  
(署名)  
(連絡先)  
担当者  
電話 (FAX) 番号

関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知書番号第 号) に係る貨物について、下記のとおり経済産業大臣の意見を聴くよう求めます。

## 記

1. 通知日 平成 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5947 号

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸入者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 17 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5948 号

経済産業大臣意見照会請求通知  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税法第 69 条の 17 第 2 項・第 9 項の規定により経済産業大臣の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第 62 条の 28 第 3 項の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

(規格 A4)



税関様式 C 第 5949 号

経済産業大臣意見照会実施通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 17 第 2 項・第 9 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 5 項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5950 号

経済産業大臣意見照会不実施通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった経済産業大臣への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第 69 条の 17 第 3 項の規定に基づき通知します。

記

理由：

税関様式 C 第 5951 号

経済産業大臣意見照会回答通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知により通知した照会結果について、経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 17 第 6 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方 (連絡先下記) に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5952 号

経済産業大臣意見照会回答不要通知書  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日  
回答不要通知番号 第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 17 第 8 項の規定に基づき通知します。

税関様式 C 第 5953 号

経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書  
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用)  
(保護対象営業秘密関係)

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、経済産業大臣意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 20 第 2 項の規定により、当該開始通知書による輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下「申立不正競争差止請求権者」という。)への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、当該期間内に経済産業大臣意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

## 記

## 1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日

## 2. 申立不正競争差止請求権者への通知日

平成 年 月 日

表面 1 (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求  
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求  
次に掲げる日のいずれか遅い日後 (認定手続中に限る。)、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 17 第 5 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があつた場合には、同条第 6 項に規定する経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日 申立不正競争差止請求権者が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日 (行政機関の休日 (土日、祝日、年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)) の日数を算入しない。)

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日 (行政機関の休日の日数を算入しない。)

なお、上記 2 (2) の (ロ) の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。